

利用の手引き

竜王町総合運動公園

ドラゴンハット

テニスコート

自由広場

芝生広場

冒険の丘

令和6年8月改訂版



公益財団法人

竜王町地域振興事業団

目次

●ドラゴンハット

利用手続上の留意事項	1~2
利用申込について	2
利用申込の流れ	2
施設利用上の注意事項	3
イベント利用時の注意事項	4~5
官公庁への届出	5
施設の概要	6~8

●テニスコート

利用手続上の留意事項	9
利用申込について	10
利用申込の流れ	10
施設利用上の注意事項	11
施設の概要	12

●自由広場

利用手続上の留意事項	13-14
利用申込について.....	14
利用申込の流れ.....	14-15
施設利用上の注意事項.....	15
施設の概要.....	16

●芝生広場

利用手続上の留意事項	17-18
利用申込について.....	18
利用申込の流れ.....	18
施設利用上の注意事項.....	19

●冒険の丘

施設利用上の注意事項.....	19
-----------------	----

●料金表

ドラゴンハット.....	20
テニスコート.....	21
自由広場.....	21
芝生広場.....	22
補則.....	22

利用手続上の留意事項

- 【休館日】 ◎毎週月曜日(月曜祝日の場合は、その翌日)
年未年始(12月29日～1月3日)
※点検業務等で臨時休館あり
- 【開館時間】 ◎8時30分～22時00分
◆ 利用単位 (午前) 8時30分～12時00分
(午後) 13時00分～17時00分
(夜間) 18時00分～22時00分(※利用時のみ)
- 【受付時間】 ◎8時30分～17時00分 (事務所)
9時00分～17時00分 (電話)
- 【利用の許可】 ◎窓口および電話にて事前に予約を申し込んでください。
(以後は正式利用とみなします。)
◎『利用申込書』の提出、『利用料』の納付、『利用許可書』の交付手続きを行ってください。
- 【利用料】 ◎収めていただいた利用料は、原則としてお返しできません。
※料金表:P20
- 【権利譲渡転貸禁止】
◎利用の権利を他に譲渡や、転貸することはできません。
『利用許可書』の交付を受けた利用者(団体)のみ利用できます。
- 【利用の取消し・利用内容の変更】
◎電話予約および窓口での予約後、利用の取消しは原則としてできません。
但し、利用の取消した場合は利用料全額
※日程の変更も原則としてできません。
◎『利用申込書』の提出後、利用目的や利用内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。但し、認められない場合があります。
- 【利用許可の取り消し】
◎次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消します。
◆ 『利用申込書』を提出されない場合
◆ 『利用料』を納入しない場合
◆ 利用の権利を譲渡、転貸した場合
◆ 許可を受けずに施設の変更や、設備を設けた場合
◆ 公序良俗に反する恐れがある場合
◆ 暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる場合
◆ 許可を受けずに物品販売をした場合
◆ 許可を受けずに、所定以外の場所で火気の使用をした場合
◆ 故障等で施設が利用できない場合
◆ その他、ドラゴンハットの管理上支障があると認められる場合

(ドラゴンハット)

利用申込について

- 全面・終日利用は随時受付をしています。(本年度分 3月31日まで)
- 半面・半日利用は利用日より1ヶ月前からの受付けとなります。
※夜間利用のみ利用日より2ヶ月前の月の1日(1日が休館日の場合は2日)より受付け。
- 次年度分の利用申込開始日は、以下の通りです。
 - ① 前年度1月最初の営業日より：町内在住者・事業所
※1. 竜王町主催(共催)・滋賀県主催事業が優先されます。
 - ② 前年度2月最初の営業日より：町外在住者・事業所
※2. 準備期間の必要な大型イベント等は、開催計画作成時点で申し込んでください。
但し、事前協議が必要です。
- 空き状況を確認後、1ヶ月以内(利用日が1ヶ月以内の場合は1週間以内)に『利用申込書』を提出してください。提出がない場合は予約取り消しとなりますのでご注意ください。
- 申込後、施設備品等を利用される場合は事前に打合わせを行ってください。

利用申込の流れ

- 【予 約】 受付開始日に注意ください
 - 【申込書提出】 1ヶ月以内に提出ください(利用日が1ヶ月以内の場合は1週間以内)
 - 【料 金 納 付】 利用料を納付ください
 - 【事前打合せ】 大型イベント時は必ず行ってください
 - 【利 用】 当日は職員の指示に従ってください
 - 【利 用 後】 職員の確認を受けてください
- ◆ 準備・後始末
- ✓ 準備・後始末は、すべて利用時間内に行ってください。
 - ✓ 競技用具の準備・後始末は、職員の指示に従い利用者で行ってください。
 - ✓ 利用用具は元の場所に正しく返却してください。
 - ✓ 後始末がすべて終了した時点で、職員の点検を受けてください。

施設利用上の注意事項

◆ 会場整理等

- ✓ 利用する事業規模に応じて、開催期間中の交通整理・駐車場整理・会場清掃・トイレ清掃の為の人員を配置してください。
- ✓ 常設の観覧席はありません。敷物等が必要な場合は主催者で準備してください。
- ✓ 駐車見込み台数が 500 台を超える場合は事前協議が必要です。また、第 2 駐車場を利用される場合は一部(縦4列程度)、スポーツセンター利用者専用駐車場に駐車スペースの確保が必要となりますのでご了承ください。*区画確保のご協力をお願いします。

◆ 施設設備の保護

- ✓ 直接、グラウンド上での飲食は禁止です。シート等で養生すれば可能です。
- ✓ 金属スパイクは使用できません。
- ✓ 許可なく杭等の打込みはできません。
- ✓ 車両の乗り入れは原則として禁止です。但し、搬入出のため必要な場合のみ許可しますが、搬入出後は速やかに駐車場に車両を移動してください。
- ✓ 危険物の持込みは禁止します。
- ✓ 火気の使用は原則として禁止です。特別な事情がある場合は事前に承認を受けてください。但し、木炭はいかなる場合でも使用できません。

◆ 清掃・ゴミ処理

- ✓ 利用後、利用した施設の清掃とゴミ回収をお願いします。回収したゴミは主催者が責任をもって搬出してください。(団体利用)
- ✓ ゴミは各自でお持帰りください。(個人利用)

◆ 喫煙

- ✓ 施設内は禁煙です。所定の喫煙所以外での喫煙はお断りします。

◆ その他

- ✓ 園内における貴重品等の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ✓ 園内における怪我等は応急処置しますが、その後の責任は負いかねます。
- ✓ 園内でキックスケーターやキックボード、ドローンの使用は禁止します。

(ドラゴンハット)

イベント利用時の注意事項

- ◆ グラウンド内へ作業車等を持ち入れる場合は、事前に許可を受けてください。
 - トラックでの荷物の搬入は、ドラゴンハット南側の搬入口よりお願いします。
 - ・ 出入口には必ず施設利用責任者が立会い、搬出入車の誘導をしてください。
(搬入口:高さ3.5m 幅10m)
 - 進入口付近の保護対策も併せてお願いします。
 - ・ 搬入口の浸透性舗装部分へコンパネを敷き破損を防止してください。
 - グラウンド内での急発進・急ハンドルは禁止します。リフト等の運転も慎重にお願いします。
 - 作業の際、グラウンド内を汚さないように注意してください。
 - 搬入等が終わった車は、速やかに駐車場に移動してください。
 - ・ ドラゴンハット周辺は駐車禁止です。
- ◆ イベント・展示会等に利用の際は、次の事項について特にご注意ください。
 - 駐車場での催し物はできません。
 - ホッチキスの針や画鋲等は、絶対にグラウンド内に落とさないでください。
 - ・ 撤収の際には必ず施設備品の磁石でグラウンド全面を拾いに周っていただきます。
 - 釘等を使用される場合は、絶対にグラウンド内に抜き残りがないようにしてください。
 - ・ グラウンド上には釘等を直接打込まないでください。
 - ・ 深さ10cm以上に杭等を使用の場合は、事前に許可を得てください。(要現状復帰)
 - ・ 撤収の際には必ず施設備品の磁石でグラウンド全面を拾いに周ってもらいます。
 - 金属粉・油分が出る作業や汚れが出る作業をされる場合は必ず事前に届出てください。
 - ・ 作業される周囲2～3mにシートを敷き、汚れ対策をした上でご使用ください。
 - ・ 撤収の際にはシート上のゴミはグラウンド上に落とさないよう注意してください。
 - 飲食屋台または物品販売をされる場合は、必ず事前に届出てください。
 - ・ 飲食屋台で調理される部分または飲食される部分には必ずシートで養生してください。
 - ・ 火気で調理される場合は必ずシートと合わせてコンパネで養生してください。
 - ・ 施設備品の机を飲食・調理に使用される場合は必ず机上をシートで養生してください。
 - ・ 物品販売においても汚れが予測される場合は必ずシートで養生してください。
- ◆ 万一、グラウンド内がひどく汚れた場合は土の入替えをして頂きますので職員に届出てください。その際の費用は利用責任者(主催者)の方でご負担頂きますのでご了承ください。
- ◆ グラウンド周囲の浸透性舗装部分は柔らかい為、発電機等の重量物を置かれますと陥没等の破損となりますので、ご注意ください。
- ◆ ドラゴンハット内へは風船等(上にあがるもの)は持込みや販売をしないでください。天井の骨格等に絡みますと、高所作業車で撤去して頂きます。その際の費用は利用責任者(主催者)の方でご負担頂きますのでご了承ください。
- ◆ 上記以外で危険と予測される場合は、事前に届出てください。また、その際は職員立会いの上で、作業を進めてください。
- ◆ 万一、施設・備品等で紛失・破損等があった場合は、現状復帰・備品の買替え等に要する費用はすべて利用責任者(主催者)に負担していただきます。

(ドラゴンハット)

- ◆ 次の事項については、事前に許可を受けてください。
 - 物品販売・頒布
 - 看板の設置、ポスターの掲示、チラシの配布
 - 興行、ロケーション(撮影・録音・録画)
 - 募金活動、寄付行為、署名行為等
 - 指定した場所以外への車両等の乗入れ・駐車
- ◆ 利用中に発生した事故は、施設の不備または管理上の瑕疵があった場合を除き、すべて主催者の責任となりますので、事故防止には万全の注意を払ってください。
- ◆ 警備会社を依頼される時は、空白時間がないように主催者との引継ぎを確実にしてください。
- ◆ その他不明な点につきましては、職員にお尋ねください。

官公庁への届出

- ◆ 利用内容によっては以下の官公庁へ届出てください。その際は許可書のコピーを管理事務所へ提出してください。

- 興行的な催し物や、入場者が多数で混雑が予想される場合

近江八幡消防署 TEL 0748-33-5119

- 入場者が多くて混雑が予想される場合

近江八幡警察署 TEL 0748-32-0110

- 屋台出店による飲食物を提供する場合

東近江健康福祉事務所 (東近江保健所) ... TEL 0748-22-1253

※ その他、特別の場合については、職員にお尋ねください。

(ドラゴンハット)

施設の概要

延床面積：7,728㎡(グラウンド面 約6,700㎡ 100m×67m)

天井高：3.2～23m

グラウンド：真砂土

屋外競技を行う多目的グラウンドを屋根で覆い、雨天の利用も可能にする施設として、周囲には壁を設けず開放状態にした半外部空間としています。

グラウンド面(約6,700㎡ 100m×67m)は、真砂土とし屋外でのスポーツ競技を中心に、イベント等幅広い多目的利用に対応できるようにしています。

この施設は参加者主体の施設であり、より幅広い用途に対応するため固定の観客席を設けていません。

《想定利用種目》

★運動会(200mトラック)	1面	★グラウンドゴルフ(8ホール)	2～3コース
★ゲートボール	8～12面	★スーパーキックベースボール	2面
★少年野球	2面	★その他軽スポーツ	
★ソフトボール	2面	★催し物・展示会等(各種イベント) …	5,000人収容可
★成人サッカー	1面		

《採光および照明設備》

施設の奥行きが大きい為、周囲からの光だけでは不十分である為、屋根に5列のトップライト(採光)を設け、自然光を採り入れグラウンド内の照度を平均500ルクス以上確保するとともに、人工照明を設置し夜間でも300ルクスの照度を確保しています。

★照明設備 メタルハイド灯 1,000w 72台

※集中制御により各種競技等に応じたパターン(1/2灯、1/4灯など)の点灯設定ができます。

《音響設備》

本施設は、各種イベント利用の為にグラウンドの各部でアナウンスが聞こえるよう、屋根内面に最新のスピーカーを6基配置しています。

また、通常の放送は管理事務所から行うこととしていますが、イベント開催時などは可動アンプをグラウンド内に移動してグラウンド内から放送を行えるように柱部分に放送用のターミナルも併せて設置しています。

★グラウンド用スピーカー 6基

(ドラゴンハット)

★音響用アンプ架の構成(管理事務所に設置)

- ・ ワイヤレスマイク 4本
- ・ カセットデッキ
- ・ CDプレーヤー

★可動アンプ(キャスター付き移動用ワゴン 1台)

- ・ ワイヤレスマイク 4本
- ・ カセットデッキ
- ・ CDプレーヤー
- ・ ライン入力
- ・ Bluetooth 入力

★マイクロホン

- ・ ワイヤレスマイク 4本(マイクのみ利用できます)

《電動吊り物バトン》

軽量の展示物、看板等を吊り下げることができるよう、南側と東側の2ヶ所にリモコン式電動式昇降バトンを設置しています。

★電動バトン 幅20m 最天井高11m 吊下荷重100kg 以内

《その他の設備》

★防鳥(球)ネット

グラウンド内への鳥の侵入防止および球技利用によるボールの場外進出防止として四方全てにネットを設置しています。なお、利用に応じて全開できるようにカーテンレールにより開閉自在にしています。

★冬期の風対策 … 10月～4月 ※気候等によって若干ずれる場合がございます。

防風パネルを周囲に設置して突風の進入を防いでいます。

★臨時用電源

グラウンドの2ヶ所の柱部分に、各20KVA(一般電灯、動力)配備しています。

★搬入口

グラウンドの南側中央付近(正面入口の反対側)に、高さ3.5m(幅10m)の資材等搬入口を設けています。

★インターホン

グラウンド内(4ヶ所)と管理事務所の5ヶ所の相互連絡等を目的としてインターホンを設置しています。

★散水設備

グラウンド内の整地等のメンテナンス用として、柱部分に6ヶ所散水栓を設置しています。

★非常用放送設備

グラウンド内放送とは別に壁掛け型非常用放送設備(非常電源蓄電池付)およびトランペットスピーカーを設置しています。

(ドラゴンハット)

★自動火災報知設備

自動火災報知設備として火災感知器および火災報知ベルも設置しています。

★消火設備

消防法に基づき、グラウンド柱部分に6ヶ所の屋外消火栓設置しています。

また、粉末消火器を6ヶ所に設置しています。

★避雷設備

建築基準法に基づき、建物を落雷より保護する為、避雷針等の避雷設備を設置しています。

《管理棟・器具倉庫》

本施設には、ドラゴンハットに対するサポート機能を果たす為、グラウンドの正面側に管理棟を設け、管理事務所および利用者の為のトイレなどを設置しています。また、グラウンドと管理棟の間には庇付きの専用通路を設けています。

器具倉庫はグラウンド南側(正面入口の反対側)に4ヶ所設置しています。

★器具倉庫

各種スポーツに応じた備品をはじめ利用後のグラウンド整地用道具を収納しています。

★トイレ

男子トイレ (小…6 大…和式・洋式各1)

女子トイレ (和式…1 洋式…6)

車椅子用トイレ(男女各1)

※車椅子用トイレについては、赤ちゃんを連れた方、妊婦、荷物の多い方、着替えをしたい方など、身体障がい者以外の方でも利用していただけるようベビーチェアまたはベビーシートを設けています。

★洗面コーナー、足洗いコーナー

洗面コーナーは男女のトイレに2ヶ所設けています。

足洗いコーナーは自動販売機コーナー横に2ヶ所設けています。

★自動販売機コーナー

管理棟とグラウンドの間に設けています。

《駐車場》

本施設には、各種スポーツから大型イベントに対応する為、常設(2ヶ所)および臨時(2ヶ所)の駐車場を設けています。

また、ドラゴンハットへは、第1駐車場西側より階段(3ヶ所)、第2駐車場より徒歩で入場できます。

★一般駐車場

ドラゴンハット東側に常設の第1駐車場230台、ドラゴンスポーツセンター東側に第2駐車場300台の駐車スペースを確保しています。

別に自由広場横第4駐車場107台の臨時駐車場を設けられます。

★身体障がい者用専用駐車場

管理棟横に身体障がい者用専用駐車場(10台)を設けています。

身体障がい者用専用駐車場への出入りは専用通路(第1, 2駐車場の間)を設けています

(テニスコート)

利用手続上の留意事項

- 【休 館 日】 ◎毎週月曜日(月曜祝日の場合は、その翌日)
年未年始(12月29日～1月3日)※点検業務等で臨時休館あり
- 【利 用 時 間】 ◎8時30分～22時00分
(18時00分～22時00分…完全予約制 当日予約不可)
◎利用単位…1面につき1時間を基本とします。
- 【受 付 時 間】 ◎8時30分～17時00分 (事務所窓口)
9時00分～17時00分 (電 話)
※17時00分以降のテニスコートのご予約は前日の17時00分までにお願
いします。
- 【利用の許可】 ◎『利用申込書』の提出、『利用料』の納付、『利用許可書』の交付をもって正式
な利用の承認としますので必ず手続きを行ってください。
◎『利用許可書』は利用当日まで必ず保管してください。
※減免利用団体は『減免申請書』の提出、『減免許可書』の交付をもって正式
な承認とします。
- 【利 用 料】 ◎収めていただいた利用料は、原則としてお返しできません。ただし、悪天候
時には利用料を返金させていただきます。 ※料金表:P21
- 【利用の取消し】 ◎悪天候時
- ・ 雨天、降雪などにより、やむを得ず利用を取消しされる場合は管理事務所
までご連絡ください。利用料を返金させていただきます。
(利用日より1週間以内にお越しください。)
 - ・ 利用途中で降雨、降雪による中止は利用時間30分以内であれば利用料
1時間分を返金させていただきます。
- ◎その他
- ・ 当日(晴天時)の取消しは受けません。この場合利用料の返金は
できませんので、ご了承ください。
※利用料未納の場合は、後日お支払いいただきます。
 - ・ 予定の変更やお客様の都合により取りやめされる場合は、なるべく早く
管理事務所までご連絡ください。
 - ・ 『利用許可書』『領収書』と引き替えに利用料の返金をさせていただきます。
ただし、『利用許可書』『領収書』がない場合は返金いたしませんのでご了
承ください。

(テニスコート)

利用申込について

- 4面・3時間以上の利用は随時受付をしています。(本年度分 3月31日まで)
- 上記以外 町内:利用日より2ヶ月前の月の最初の営業日
町外:利用日より1ヶ月前の月の最初の営業日
- 次年度分の利用申込開始日は、以下の通りです。
 - ① 前年度1月最初の営業日より : 町内在住者・事業所
※1. 竜王町主催(共催)・滋賀県主催事業が優先されます。
 - ② 前年度2月最初の営業日より : 町外在住者・事業所
※2. 準備期間の必要な大型イベント等は、開催計画作成時点で申し込んでください。
但し、事前協議が必要です。
- 電話または管理事務所窓口までお越しいただき、テニスコートの空き状況を確認後、『利用申込書』を提出して下さい。提出がない場合は予約取り消しとなりますのでご注意ください。
- 『利用料』は利用日までに納付してください。『利用料』の納付していただいた時点で『利用許可書』を交付します。
- 『利用許可書』『領収書』は利用日当日まで必ず保管してください。

利用申込の流れ

- ① **【空き状況確認】** 電話、事務所窓口にて確認してください
↓
- ② **【予 約】** 受付開始日に注意してください
↓
- ③ **【申込書提出】** 窓口にて申込書を記入して利用料を納付してください
ネット巻きハンドルを受取ってください
↓
- ④ **【利 用】** 職員の指示に従ってください
↓
- ⑤ **【利 用 後】** コート整備した後に、ネット巻きハンドルを窓口に返却ください

(テニスコート)

施設利用上の注意事項

◆ 服装

- ✓ 利用者はテニスに相応しい服装およびシューズを使用してください。
- ✓ 極力テニスシューズを使用してください。(革靴、ハイヒール等でコートに入れません。)

◆ 施設・器具等の利用

- ✓ コートは職員が指定した場所を利用してください。
(ハンドルに利用コートが記入されています。)
- ✓ コートの入口でシューズの汚れ(土など)を落としてからお入りください。
- ✓ 器具(シングルスポール等)を利用される場合は職員に申し出てください。
- ✓ 硬式ラケット・ボールの借用(有料)を希望される方は管理事務所まで申し出てください。
(ラケット¥200/本 ボール¥100/10球 数に限りがあります。)
- ✓ 誤った使用方法により、器具を損傷された場合は必ず届け出てください。その際は修繕、新調にかかる費用は利用者のご負担とさせていただきますのでご了承ください。
- ✓ 利用時間はコート準備・コート整備・後始末の時間を含みます。
(利用時間延長の際は追加料金を頂きます。)
- ✓ 利用時間延長される場合は終了30分前までに必ず管理事務所まで連絡してください。
- ✓ コート内での飲食・喫煙はできません。喫煙される方は所定の喫煙所をお願いします。
(ゲーム中の水分補給は可能です。)
- ✓ コート入口の日除けはご自由に休憩所としてお使いください。ただし、コート出入り口を塞ぐことの無いようお願いいたします。
- ✓ 利用終了後、速やかにネット巻きハンドルを管理事務所まで返却してください。

◆ 整備・清掃

- ✓ ネットの準備・後始末は利用者で行ってください。必ず利用後はネットを緩めてください。
- ✓ 利用後は必ずブラシがけを行ってください。ただし、降雨後にブラシをかけると[だま]になる場合は結構です。
- ✓ 使用した器具は、必ず元の場所に戻してください。
- ✓ 運動公園内にはゴミ箱はございません。ゴミは各自でお持ち帰りください。

◆ 応急処置

- ✓ 運動公園内における怪我等は応急処置をいたしますが、その後の責任は負いかねますので、事故防止に十分ご注意ください。

◆ その他

- ✓ 運動公園内における貴重品の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ✓ コート周辺は駐車禁止です。所定の駐車場をご利用ください。

(テニスコート)

施設の概要

コート数：4面(2面×2)
サーフェス：オムニ(人工芝)

《施設備品》

- ★シングルスポール 4組
 - ★整備用ブラシ 8本
 - ★審判台 4台
 - ★硬式用ラケット※ 成人用7本 ジュニア用5本
 - ★硬式用ボール※ 20球以上
- ※備品借用は有料です。

《照明設備》

本施設は照明塔を8基完備しており、夜間におけるプレーが可能です。

★照明設備

- ・ 4基の照明塔(1kw×6)で2面のコートをかバーしています。
- ・ 各照明塔には殺虫灯が完備され、虫等でのプレーの妨げを防止しています。

《その他設備》

★防風ネット

- ・ コート周囲に防風ネットを覆うことにより、防風はもちろん目隠しの機能を果たしています。

★日除け

- ・ コート入口に遮光性の屋根を設置することにより、日除け及び急な降雨に対応できます。

(自由広場)

利用手続上の留意事項

- 【休 館 日】 ◎毎週月曜日(月曜祝日の場合は、その翌日)
年未年始(12月29日～1月3日)※点検業務等で臨時休館あり
- 【開 館 時 間】 ◎8時30分～17時00分
◆ 利用単位 (午前) 8時30分～12時00分
(午後) 13時00分～17時00分
- 【受 付 時 間】 ◎8時30分～17時00分 (事務所窓口)
9時00分～17時00分 (電 話)
- 【利用の許可】 ◎『利用申込書』の提出、『利用料』の納付、『利用許可書』の交付をもって正式な利用の承認としますので必ず手続きを行ってください。
※減免利用団体は『減免申請書』の提出、『減免許可書』の交付をもって正式な承認とします。
- 【利 用 料】 ◎収めていただいた利用料は、原則としてお返しできません。ただし、悪天候時には利用料を返金させていただきます。 ※料金表:P21
- 【権利譲渡転貸禁止】
◎利用の権利を他に譲渡したり、転貸することはできません。
『利用許可書』の交付を受けた利用者のみ利用できます。
- 【利用の取消し】 ◎悪天候時
- ・ 雨天、降雪などにより、やむを得ず取消しされる場合は管理事務所までご連絡ください。利用料を返金させていただきます。
(利用日より1週間以内にお越しく下さい。)
 - ・ 利用途中で降雨、降雪による中止は利用1時間以内であれば利用料を返金させていただきます。
- ◎その他
- ・ 悪天候時以外の取消しは受けません。この場合利用料の返金にはできませんので、ご了承ください。
※利用料未納の場合は、後日お支払いいただきます。
 - ・ 『利用許可書』領収書』と引き替えに利用料の返金をさせていただきます。ただし、『利用許可書』領収書』のない場合は返金いたしませんのでご了承ください。

(自由広場)

【利用許可の取消し】

◎次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消します。

- ◆ 『利用申込書』を提出されない場合
- ◆ 『利用料』を納入しない場合
- ◆ 利用の権利を譲渡、転貸した場合
- ◆ 許可を受けずに施設の変更や、設備を設けた場合
- ◆ 公序良俗に反する恐れがある場合
- ◆ 暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる場合
- ◆ 許可を受けずに物品販売をした場合
- ◆ 許可を受けずに、所定以外の場所で火気の使用をした場合
- ◆ 故障等で施設が利用できない場合
- ◆ その他、自由広場の管理上支障があると認められる場合

利用申込について

- ドラゴンハット同時利用は随時受付をしています。(本年度分 3月31日まで)
- 町内・1日利用は利用日より1ヶ月前からの受付となります。
町外・1日利用は利用日より1週間前からの受付となります。
- 次年度分の利用申込み開始日は、以下の通りです。
 - ① 3月1日より：町内在住者・事業所
※1. 竜王町主催(滋賀県共催)事業が優先されます。
 - ② 3月25日より：町外在住者・事業所
- ドラゴンハットの利用を最優先としますので、利用していただけない場合があります。
- 空き状況を確認後、1ヶ月以内(利用日が1週間以内の場合は1週間以内)に『利用申込書』を提出してください。提出がない場合は予約取り消しとなりますのでご注意ください。
- 申込後、施設備品等を利用される場合は事前に打合わせを行ってください。

利用申込の流れ

- ① 【空き状況確認】 電話、事務所窓口にて確認してください
- ② 【予 約】 受付開始日に注意してください
- ③ 【申込書提出】 1ヶ月以内に提出ください(利用日が1ヶ月以内の場合は1週間以内)
- ④ 【利用料納付】 利用料を納付ください
- ⑤ 【利 用】 当日は職員の指示に従ってください
- ⑥ 【利 用 後】 グラウンド整備をしてください

(自由広場)

施設利用上の注意事項

◆ 服装

- ✓ 利用者は運動するに相応しい服装及びシューズを使用してください。

◆ 施設設備の保護

- ✓ 車両の乗り入れは原則禁止です。
- ✓ 火気の使用は原則禁止です。
- ✓ 危険物の持ち込みは禁止です。
- ✓ 許可なく杭等の打ち込みはできません。
- ✓ 直接、グラウンド上での飲食はしないでください。シート等で養生してください。
- ✓ その他、施設に損傷が予測される行為は事前に申し出てください。
- ✓ 施設・備品を損傷された場合は、速やかに管理事務所に届け出てください。その際に復旧・新調にかかる費用は利用者でご負担頂きますのでご了承ください。

◆ 準備・後始末

- ✓ 準備・後始末は、すべて利用時間内に行ってください。
- ✓ 施設備品等を利用する場合は管理事務所まで届け出てください。
- ✓ 利用用具は元の場所に正しく返却してください。

◆ 整備・清掃

- ✓ 利用後は、必ずトンボ等で整備を行ってください。
- ✓ 利用後は、グラウンドおよびトイレの清掃を行ってください。その際、回収したゴミは利用者が責任をもってお持ち帰りください。

◆ その他

- ✓ 施設内は禁煙です。所定の喫煙所以外での喫煙はお断りします。
- ✓ 園内における貴重品等の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ✓ 園内における怪我等は応急処置しますが、その後の責任は負いかねます。
- ✓ 駐車は所定の駐車場をお使いください。

施設の概要

広 さ：約7,220㎡

《想定利用種目》

- ★野球・ソフトボール 1面
- ★サッカー 1面
- ★ゲートボール
- ★多目的利用(イベント時の駐車場利用など)

(芝生広場)

利用手続上の留意事項

- 【休 館 日】 ◎毎週月曜日(月曜祝日の場合は、その翌日)
年未年始(12月29日～1月3日)※点検業務等で臨時休館あり
- 【開 館 時 間】 ◎8時30分～17時00分
◆ 利用単位 (午前) 8時30分～12時00分
(午後) 13時00分～17時00分
- 【受 付 時 間】 ◎8時30分～17時00分 (事務所窓口)
9時00分～17時00分 (電 話)
- 【利用の許可】 ◎『利用申込書』の提出、『利用料』の納付、『利用許可書』の交付をもって正式な利用の承認としますので必ず手続きを行ってください。
※減免利用団体は『減免申請書』の提出、『減免許可書』の交付をもって正式な承認とします。
- 【利 用 料】 ◎収めていただいた利用料は、原則としてお返しできません。ただし、悪天候時には利用料を返金させていただきます。 ※料金表:P22
- 【権利譲渡転貸禁止】
◎利用の権利を他に譲渡したり、転貸することはできません。
『利用許可書』の交付を受けた利用者のみ利用できます。
- 【利用の取消し】 ◎悪天候時
- ・ 雨天、降雪などにより、やむを得ず取消しされる場合は管理事務所までご連絡ください。利用料を返金させていただきます。
(利用日より1週間以内にお越しくください。)
 - ・ 利用途中で降雨、降雪による中止は利用1時間以内であれば利用料を返金させていただきます。
- ◎その他
- ・ 悪天候時以外の取消しは受けません。この場合利用料の返金にはできませんので、ご了承ください。
※利用料未納の場合は、後日お支払いいただきます。
 - ・ 『利用許可書』領収書』と引き替えに利用料の返金をさせていただきます。ただし、『利用許可書』領収書』のない場合は返金いたしませんのでご了承ください。

(芝生広場)

【利用許可の取消し】

◎次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消します。

- ◆ 『利用申込書』を提出されない場合
- ◆ 『利用料』を納入しない場合
- ◆ 利用の権利を譲渡、転貸した場合
- ◆ 許可を受けずに施設の変更や、設備を設けた場合
- ◆ 公序良俗に反する恐れがある場合
- ◆ 暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる場合
- ◆ 許可を受けずに物品販売をした場合
- ◆ 許可を受けずに、所定以外の場所で火気の使用をした場合
- ◆ 故障等で施設が利用できない場合
- ◆ その他、自由広場の管理上支障があると認められる場合

利用申込について

- ドラゴンハット同時利用は随時受付をしています。(本年度分 3月31日まで)
- 町内外・1日利用は利用日より3ヶ月前からの受付となります。
- 次年度分の利用申込開始日は、以下の通りです。
前年度3月最初の営業日より：町内・町外在住者・事業所
※1. 竜王町主催(滋賀県共催)事業が優先されます。
- ドラゴンハットの利用を最優先としますので、利用していただけない場合があります。
- 空き状況を確認後、1ヶ月以内(利用日が1週間以内の場合は1週間以内)に『利用申込書』を提出してください。提出がない場合は予約取り消しとなりますのでご注意ください。
- 申込後、施設備品等を利用される場合は事前に打合わせを行ってください。

利用申込の流れ

- ① 【空き状況確認】 電話、事務所窓口にて確認してください
- ② 【予 約】 受付開始日に注意してください
- ③ 【申込書提出】 1ヶ月以内に提出ください(利用日が1ヶ月以内の場合は1週間以内)
- ④ 【利用料納付】 利用料を納付ください
- ⑤ 【利 用】 当日は職員の指示に従ってください

(芝生広場)

施設利用上の注意事項

◆ 禁止事項

- ✓ ゲートボール・グラウンド・ゴルフのほかサッカー等に利用していただけますが、金属スパイクの使用は禁止します。
- ✓ バーベキュー等の火気の利用は一切認めていません。(※当事業団の事業時は除く)
- ✓ 車の乗入れは可能ですが、芝生を傷める車種・型式の乗入れはできません。
- ✓ その他、芝生の損傷が予測される行為は禁止です。万一、芝生の張替えが必要な損傷を被った時は、そのかかる費用は全て利用者でご負担頂きますのでご了承ください。

◆ その他

- ✓ 施設内は禁煙です。所定の喫煙所以外での喫煙はお断りします。
- ✓ 園内における貴重品等の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ✓ 園内における怪我等は応急処置しますが、その後の責任は負いかねます。
- ✓ 駐車は所定の駐車場をお使いください。

(冒険の丘)

施設利用上の注意事項

◆ 注意事項

- ✓ 散策路では急な勾配がありますので、お気を付けください。
- ✓ ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ✓ 火気(タバコ等)の使用は禁止です。山火事に注意してください。

◆ その他

- ✓ 施設内は禁煙です。所定の喫煙所以外での喫煙はお断りします。
- ✓ 園内における貴重品等の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ✓ 園内における怪我等は応急処置しますが、その後の責任は負いかねます。
- ✓ 駐車は所定の駐車場をお使いください。

施設利用料

● ドラゴンハット

区 分				金額(円)							
				平日			土曜日・日曜日・祝日				
				(午前)	(午後)	(夜間)	(午前)	(午後)	(夜間)		
				自8:30	自13:00	自18:00	自8:30	自13:00	自18:00		
				至12:00	至17:00	至22:00	至12:00	至17:00	至22:00		
一般料金	スポーツ	スポーツ	全面	町内	3,660円	4,170円	4,170円	4,480円	5,190円	5,190円	
				町外	7,320円	8,340円	8,340円	8,960円	10,380円	10,380円	
		運動会	全面	町内	1,830円	2,090円	2,090円	2,240円	2,600円	2,600円	
				町外	3,660円	4,170円	4,170円	4,480円	5,190円	5,190円	
		特別料金	イベント等の催し物	全面	町内	55,000円	62,630円	62,630円	68,240円	78,420円	78,420円
					町外	110,000円	125,260円	125,260円	136,480円	156,840円	156,840円
青少年、高齢者、障害者のスポーツ料金			全面	1,830円	2,080円	2,080円	2,240円	2,590円	2,590円		
			半面	920円	1,040円	1,040円	1,120円	1,320円	1,320円		
			運動会(全面)	4,580円	5,190円	5,190円	5,700円	6,510円	6,510円		
照明使用	全灯			1時間 2,540円							
	3/5灯(ソフトボール1面用)			1時間 1,520円							
	1/2灯			1時間 1,270円							
	1/3灯			1時間 840円							
	1/4灯			1時間 640円							
	2灯			1時間 100円							
音響ワゴン(ワゴン・マイク2本)				1式1回 2,080円							
ワイヤレスマイク1本				1本1回 1,040円							
持ち込み機材				1KW1回 210円							
水道使用料				占有使用1カ所1日 2,080円							

施設利用料

● テニスコート

区 分		金額(円)			
		平日		土曜日・日曜日・祝日	
		自8:30		自8:30	
		至22:00		至22:00	
屋外テニスコート	町内	1面 1時間 520円	1面 1時間 630円		
	町外	1面 1時間 780円	1面 1時間 940円		
	青少年、高齢者、 障害者	1面 1時間 260円	1面 1時間 310円		
照明使用	全灯	1時間 760円			
	半灯	1時間 380円			

● 自由広場

区 分			金額(円)			
			平日		土曜日・日曜日 ・祝日	
			(午前)	(午後)	(午前)	(午後)
			自8:30	自13:00	自8:30	自13:00
			至12:00	至17:00	至12:00	至17:00
スポーツ	全面	町内	730円	830円	940円	1,040円
		町外	1,460円	1,660円	1,880円	2,080円
運動会	全面	町内	1,830円	2,080円	2,340円	2,640円
		町外	3,660円	4,160円	4,680円	5,280円
イベント等の催し物	全面	町内	11,000円	12,520円	13,750円	15,780円
		町外	22,000円	25,040円	27,500円	31,560円
青少年、高齢者、障害者の スポーツ料金	全面		360円	410円	470円	520円

施設利用料

● 芝生広場

区 分			金額(円)			
			平日		土曜日・日曜日 ・祝日	
			(午前)	(午後)	(午前)	(午後)
			自8:30	自13:00	自8:30	自13:00
			至12:00	至17:00	至12:00	至17:00
スポーツ	全面	町内	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円
		町外	2,000円	2,400円	2,500円	3,000円
スポーツ	半面	町内	500円	600円	620円	750円
		町外	1,000円	1,200円	1,250円	1,500円
イベント等の催し物	全面	町内	15,000円	18,000円	18,750円	22,500円
		町外	30,000円	36,000円	37,500円	45,000円
青少年、高齢者、障害者の スポーツ料金	全面		500円	600円	620円	750円

(補則)

- 1 各施設の使用時間は、準備、本番および撤収の時間を含む。
- 2 特別の理由により時間区分外(午前8時30分以前および午後10時以降の時間をいう。)を利用する場合の利用料は、延長時間1時間につき夜間区分の利用料に50パーセントを加算した額とする。この場合において30分未満は30分とみなす。
- 3 青少年、高齢者および障害者とは、町内在住者で18歳以下、65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)をいう。その場合の付帯設備および照明利用料は半額とする。
- 4 町内とは、町内在住または在勤者の利用人数が半数を超える場合を指す。
- 5 ドラゴンハットについては、スポーツ(練習)利用時のみ半面利用が可能。その他の催し物等についてはすべて全面利用となる。
- 6 利用者が入場料を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催し物を行うときは、特別料金とする。
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。